

# 平成21年度紀州材需要創出事業(家づくり支援)Q&A

## 第1章 事業の説明

Q1 「紀州材需要創出事業(家づくり支援)」ってどんな事業?

乾燥した紀州材の構造材(構造材と併せ内装材を使用する場合を含む。)を使用して、住宅を建築又は増改築した場合、和歌山県から、建築主に対し補助金を交付する事業です。

Q2 どんな人が対象になるの?

- ①県内に自分が住むための、木造住宅(一戸建て専用・併用住宅、新築、増改築)を建てる方\*であれば、どなたでも。ただし、建売住宅は除きます。  
※建築確認通知書又は建築工事届に記載された建築主で、完成後そこに居住される方
- ②申請者は1名とし、同じ年度内に1回のみです。(建築確認通知書又は建築工事届の建築主名が複数記載されている場合は、その代表者が申請してください。)

Q3 条件は?

- ①住宅の構造材(柱、梁など)又は構造材と併せ内装材(床・壁など)に乾燥した紀州材を使うこと。なお、内装材のみは対象になりませんのでご注意ください。
- ②平成22年2月26日までに補助対象部分(構造材、構造材と併せた内装材)が完成すること。

Q4 補助金額は?

構造材(柱、梁など)及び内装材(床・壁など)に使用した、乾燥した紀州材の材積1m<sup>3</sup>当たり20,000円です。ただし、1棟当たり20万円を上限とします。  
(例)乾燥した紀州材10m<sup>3</sup>使った場合、  
 $10\text{m}^3 \times 20,000\text{円/m}^3 = 20\text{万円}$  となります。

Q5 紀州材って何?

和歌山県内の森林から伐採され、和歌山県内の製材所等で製材された木材です。

Q6 乾燥材って何?

木材の含水率が、25%以下のものです。

## Q7 構造材・内装材って何？

通し柱、管柱、間柱、筋かい、束、土台、大引、根太、梁、桁、母屋、棟木、胴差、火打ち、床材、壁材等です。

## 第2章 手続きはどうするの？

### Q8 申し込みはどうするの？

- ①要綱別記第1号様式（要綱第4条関係）と要綱別記第2号様式（要綱第4条関係）に所定の事項を記入し、管轄の振興局林務課に提出してください。
- ②提出は、同じもの2部お願いします。なお、書類は3部作成し、1部は建築主さんが保管して下さい。

### Q9 申し込みの期間はああるの？

平成21年4月1日から平成21年10月30日までです。ただし、住宅の建築途中に、紀州材の含水率を計測する等の現地調査（Q13参照）を行いますので、現地調査が可能な時期までに必ず申し込みをお願いします。（※例えば、構造材の現地調査は棟上げ後、申請した構造材が目視出来る時期に行います。）

### Q10 申し込んだ後どうなるの？

- ①申込者が多い場合、抽選によって採択を決めます。
- ②採択を決める時期は、平成21年10月30日以降となります。
- ③抽選日及び、抽選の結果等については、県庁林業振興課から通知します。

### Q11 申し込んだ後、使用する紀州材の材積や、請負建築業者等が変わった場合どうするの？

- ① 変更の届出などは、必要ありません。
- ② 補助金交付申請書提出時に、最終の材積量及び建築請負業者等を報告してください。  
ただし、申し込み後の紀州材の使用増加による補助金の増額は認められません。

### Q12 申し込みを取り下げる場合はどうするの？

要綱別記第3号様式（要綱第5条関係）に所定の事項を記入し、報告してください。

### 第3章 補助金はどうやってもらうの？

#### Q13 検査（現地調査）はあるの？

- ①あります。現地調査を受けないと補助金が受け取れません。
- ②現地調査は、補助金交付申請書後、管轄の振興局林務課の職員が、住宅現場に出向き実施します。
- ③ですから、家の棟上げ及び内装工事が近づいてきたら、事前に、管轄の振興局林務課の職員に、まず、棟上げがいつ頃になるか、電話連絡をお願いいたします。
- ④また、当日は、申込者（建築主）の方も立ち会いのほどよろしくをお願いいたします。

#### Q14 補助金の交付申請はどうしたらいいの？

- ①補助金交付申請書（添付書類を含む）を、管轄の振興局林務課に、2部提出してください。
- ②様式は、規則別記第1号様式（規則第4条関係）及び要綱別記第4号様式（要綱第6条関係）です。  
補助金は、要綱別記第4号様式に記載の口座に振り込みとなります。
- ③添付書類については、Q15以降に述べます。

#### Q15 添付書類「紀州材証明書」要綱別記第5号様式（要綱第6条関係）

- ①あて名及び納品先名については、家を建てていただいている(契約している)、大工または工務店の名前を記載してください。
- ②証明者の欄は、県木連・管轄の木材協同組合と、大工・工務店に紀州材を販売した製材業者名等を記載してください。  
なお、県木連・管轄の木材協同組合の連絡先等については、管轄の振興局林務課にお尋ねください。

#### Q16 「紀州材証明書〔付表〕」要綱別記第5号様式（要綱第6条関係）

- ①この様式は、家を建てていただいている(契約している)、大工または工務店に、ご相談していただき作成してください。
- ②また、書いていただく数字等については、設計書、納品伝票、木取り表、伏図など、数量等について照合して作成してください。

#### Q17 添付書類「平面図」、「写真」、「建築確認通知書・建築工事届の写し」

- ①平面図は、原則A4サイズでお願いします。（縮尺任意・縮小可）
- ②写真は、「構造材完成（棟上げ）時（全景）」及び「内装材完成時」のものを付けて下さい。
- ③建築確認が必要な地域：建築確認通知書の写し  
建築確認が必要でない地域：建築工事届の写しを添付してください。  
どちらが必要かは、市町村役場の建築関係課または振興局建設部総務課にお尋ねください。
- ④必要に応じ、建築後の住宅に居住していることを証明する書類（住民票等）の提出を求める場合があります。

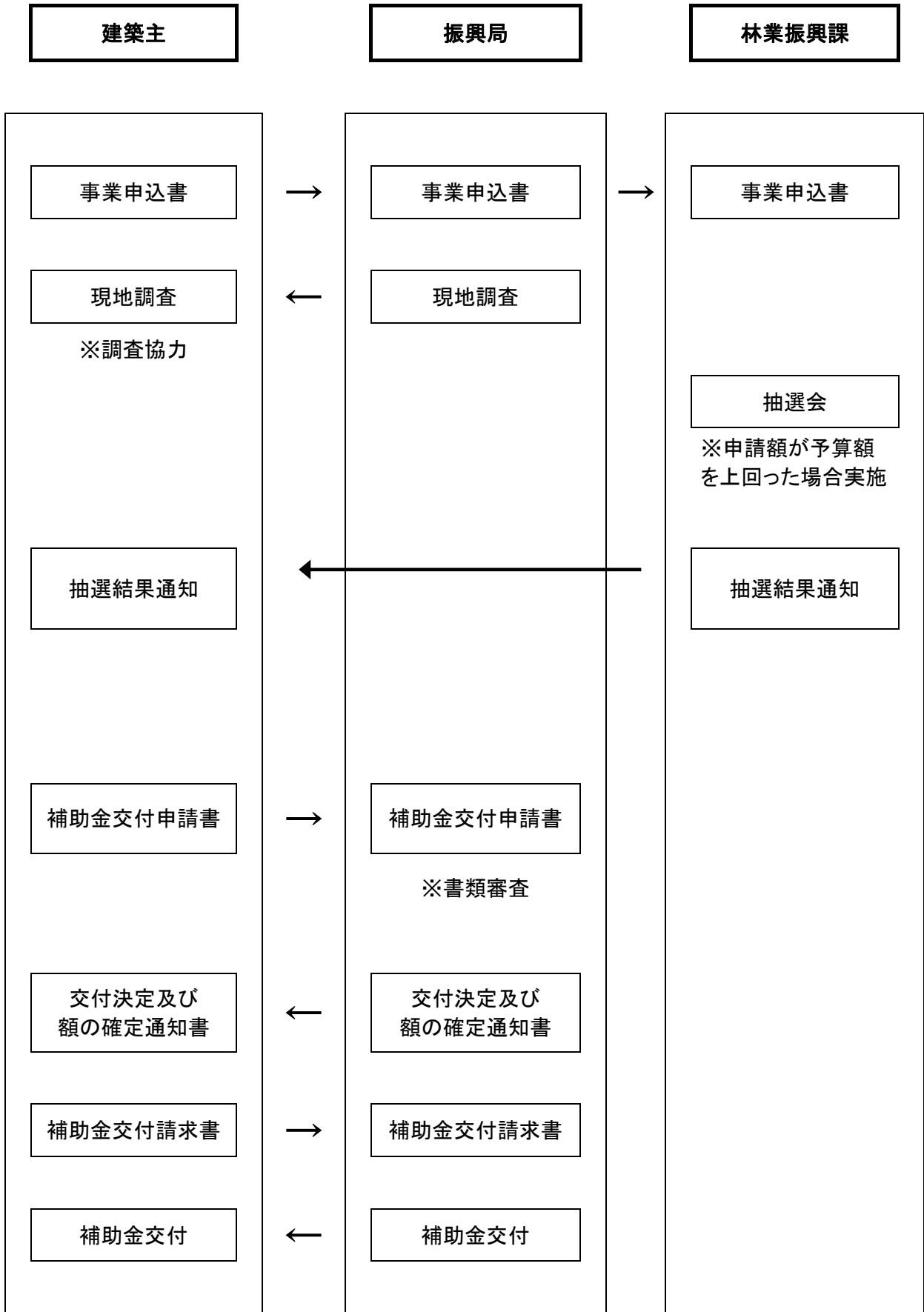
#### Q18 補助金交付申請書並びに現地調査の結果、補助金額は、変わりますか？

- ①補助金交付申請書及びその添付書類の審査の結果、内容が不適切な場合は、抽選に当選された方でも補助金をお受け取り頂けないことがありますのでご了承ください。
- ②現地調査により、申し込んでいただいた額のうち、認定できない部分は減額することがありますのでご了解ください。
- ③最終的に、認定した額(交付決定及び額の確定)につきましては、申請者（建築主）あてに通知します。（要綱別記第5号様式(要綱第7条関係)）

#### Q19 請求書は、県に提出するの？

- ①はい。要綱別記第6号様式（補助金の交付決定及び額の確定通知書）でお知らせする補助金の確定金額について、請求書に必要事項を記入して、所轄の振興局林務課に提出してください。
- ②なお、請求書の様式は、規則別記第3号様式（規則第16条関係）です。

Q20 手続きの流れについては、どうなりますか？



別記第1号様式（第4条関係）

紀州材需要創出事業（家づくり支援）事業申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

〒  
住 所

電話番号  
氏 名

印

年度における紀州材需要創出事業（家づくり支援）を実施したいので、紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付要綱第4条の規定により、事業申込書を提出します。

なお、紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付要綱及び紀州材需要創出事業（家づくり支援）実施要領並びに別紙記載内容を了解の上、事業申込書を提出します。

別記第2号様式（第4条関係）

紀州材需要創出事業（家づくり支援）  
事業計画書及び収支予算書

1 建築しようとする住宅の概要（事業計画）

①申請者名 (建築確認通知書又は建築工事届に記載する建築主名)	
②所在地(番地まで記載)	
③全体(構造材+内装材)の材積	m <sup>3</sup>
④乾燥紀州材の材積(m <sup>3</sup> ) (構造材 + 内装材 = 総量)	(構造材) + (内装材) = (総量) ( ) + ( ) = m <sup>3</sup>
⑤延べ床面積	m <sup>2</sup>
⑥建築請負業者名等 (住宅供給業者)	名 称
	住 所
	電 話

2 上記住宅の構造材及び内装材の経費の内訳（収支予算書）

①全体の構造材及び内装材に係る経費	千円
②自己資金額	千円
③補助金額	千円

3 事業申込書補助金交付申請額計算書(千円未満切り捨て)

乾燥紀州材の使用量		補助金交付申請額
構造材(m <sup>3</sup> ) + 内装材(m <sup>3</sup> ) =		(上限200,000円)
m <sup>3</sup>	× 20,000円 =	円

※3部作成し、2部を提出し、1部は申請者が事業完了まで保管すること。

別記第3号様式（第5条関係）

紀州材需要創出事業（家づくり支援）事業申込み取下げ書

年 月 日

和歌山県知事 様

事業申込者

住 所	〒
ふりがな	
氏 名	印
電 話	

年 月 日付けで提出した紀州材需要創出事業（家づくり支援）事業  
申込書について、下記理由により取り下げたいので、紀州材需要創出事業（家づくり  
支援）補助金交付要綱第5条の規定により届け出ます。

記

取下げの理由

--

規則別記第1号様式（規則第4条関係）

紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付申請書

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

〒  
住 所

電話番号

氏 名 印

平成20年度において、紀州材需要創出事業（家づくり支援）を実施したいので、補助金 円を交付されたく、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- ・紀州材需要創出事業（家づくり支援）事業実績書

別記第4号様式（第6条関係）

紀州材需要創出事業（家づくり支援）事業実績書

1 補助金交付申請に係る住宅の概要

①申請者名 (建築確認通知書又は建築工事届に記載する建築主名)	
②所在地(番地まで記載)	
③全体(構造材+内装材)の材積	m <sup>3</sup>
④乾燥紀州材の材積(m <sup>3</sup> ) (構造材 + 内装材 = 総量)	(構造材) + (内装材) = (総量) ( ) + ( ) = m <sup>3</sup>
⑤延べ床面積	m <sup>2</sup>
⑥事業者との契約年月日	年 月 日
⑦建築請負業者名等 (住宅供給業者)	名 称
	住 所
	電 話

2 上記住宅の構造材及び内装材の経費の内訳

①全体の構造材及び内装材に係る経費	千円
②自己資金額	千円
③補助金額	千円

3 補助金交付申請額計算書(千円未満切り捨て)

乾燥紀州材の使用量		補助金交付申請額
構造材(m <sup>3</sup> ) + 内装材(m <sup>3</sup> ) =		(上限200,000円)
m <sup>3</sup>	× 20,000円 =	円

#### 4 補助金の振込先

①金融機関名(※郵便局は、ゆうちょ銀行口座であること)	
銀行・金庫	
支店・出張所	
②預金種目	普通 ・ 当座
③口座番号	
④口座名義人	ふりがな 氏名
	住所(〒 )

※口座名義人は申請者と同一であること。

(添付書類)

- ・ 紀州材証明書(別記第4号様式) (     "     [付表] )
- ・ 平面図
- ・ 写真
- ・ 建築確認通知書の写し又は建築工事届の写し(建築主名と申請者名が同一であること。)

※3部作成し、2部を提出し、1部は申請者が事業完了まで保管すること。

紀州材証明書

（建築業者名）

様

平成 年 月 日

（木質材料供給部会ブロック名）

印

（紀州材取扱者名）

印

登録番号 和 第 号

下記の工事において使用する資材は、別添付表のとおり紀州材であることを証明します。

記

工事番号 工事名	紀州材需要創出事業（家づくり支援）
工事箇所	

※ 本証明書は、紀州材を販売した者（木材小売・卸売業、製材業者等）が、紀州材を購入した者（大工・工務店等）に対し交付する証明書です。

※ 工事箇所は、申請に係る住宅の所在地を記入してください。

紀州材証明書〔付表〕

■住宅に使用した構造材及び内装材のうち、乾燥紀州材について記載してください。

構造材 内装材 の種類	樹種	規格 (mm等の単位を記載)	単位体積 (a)	数量 (b)	材積 (a) × (b)	含水率 (%)
合計						

(記載要領)

- ※①構造材の種類には、乾燥紀州材を使用した構造材及び内装材の名称を記載してください。  
(例：通し柱、管柱、間柱、筋かい、束、土台、大引、根太、梁、桁、母屋、棟木、胴差、火打ち、床材、壁材等)
- ②規格については、縦・横・高さ・幅・厚さ・延長等形状が分かるように記載してください。
- ③単位体積は、規格寸法から計算し、1本当たり等の体積を記載してください。
- ④数量は、本数などについて記載し単位をつけてください。
- ⑤材積は、単位体積×数量で計算してください。
- ⑥体積、材積の単位は $m^3$ とし、単位体積及び材積についてそれぞれ小数点第4位未満四捨五入で記載してください。

林 第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金の交付決定及び額の確定について

年 月 日付けで提出のあった紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金等交付申請について、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）第5条及び第14条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定及び額の確定をしましたので通知します。

記

1 補助金等の交付決定及び確定額

金	円
---	---

2 補助金等の額の確定に係る住宅の概要

①所在地(番地まで記載)	
②全体（構造材＋内装材）の材積	m <sup>3</sup>
③乾燥紀州材の材積（m <sup>3</sup> ） （構造材＋内装材＝総量）	（構造材） ＋ （内装材） ＝ （総量） （            ） ＋ （            ） ＝            m <sup>3</sup>
④延べ床面積	m <sup>2</sup>

規則別記第3号様式（規則第16条関係）

紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付請求書

金 円也

平成 年 月 日付け 林 第 号で交付決定及び額の確定のあった紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金を上記のとおり交付されたく、和歌山県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

〒  
住所

氏名

印